

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月14日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市南区宇品神田一丁目5番54号
氏名	県立広島病院
	院長 板本 敏行
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-254-1818 (内線4226)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	県立広島病院
事業場の所在地	広島市南区宇品神田一丁目5番54号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	許可病床数 712床
③従業員数	1,526人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託により収集・運搬及び焼却処分

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
特別管理産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	4	4									4	4	4	4						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	382	380									382	380	382	380						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉛さい																			
	廃石棉等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	386	384	0	0	0	0	0	0	0	0	386	384	386	384	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	386 t
②今後実施する予定の取組等	

特別管理産業廃棄物処理計画

1 当院の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 病院名 | 県立広島病院 |
| (2) 従業員数 | 1,526人 |
| (3) 病床数 | 許可病床数 712床 |
| (4) 事業内容 | 医療業 |
| (5) 排出廃棄物 | 感染性産業廃棄物 |
| (6) 処理形態 | 委託により収集・運搬及び焼却処分 |

2 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	県立広島病院長
委員会	医療ガス・医療廃棄物管理委員会
廃棄物担当	管財課施設係

4 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

感染性産業廃棄物処理の過程

- ① 院内各部署においてプラスチック製の専用容器にて収集。
- ② 清掃業務受託業者が各部署より搬出し地下の専用保管庫にて保管。
- ③ 廃棄物の収集運搬は原則として祝祭日を含む月～金の毎日午前中に行う。
収集には当院職員立会いのもと数量を確認しマニフェスト発行後専用車両で搬出。
- ④ 電子マニフェストで適正に処理されたかどうかを確認（処理場現地において年度に1回検査を行う）。



5 分別に関して

感染性産業廃棄物に関しては全てプラスチックの堅牢な容器に入れ処分している。

6 再生利用、排出の抑制に関して

基本的に再生利用、排出抑制は行っていない。

7 目標

排出量は前年度並みとし、特に針刺し事故や感染性廃棄物が漏出して汚染等が起こらないよう細心の注意を払うことなど安全管理の徹底に努める。